

各務原市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

(平成31年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）を受けた新生児の保護者に対し、聴覚検査に要した費用（以下「検査費」という。）の一部を助成することにより、聴覚検査の普及啓発を進め、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図るため、当該助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次条に規定する聴覚検査を受けた新生児の保護者で、検査日において市内に住所を有するものとする。

(助成の対象となる聴覚検査)

第3条 助成の対象となる聴覚検査は、新生児期の入院中又は外来（特別な事情があると市長が認めた場合にあつては、出生後6月まで）において初めて実施する聴覚検査であつて、次の各号のいずれかの聴覚検査とする。

(1) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）

(2) 耳音響放射検査（OAE）

(助成額等)

第4条 助成額は、聴覚検査に要した費用の2分の1の額とし、3,700円を上限とする。ただし、助成額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 助成の回数は、新生児1人につき1回とする。

(聴覚検査を受ける場合の手続)

第5条 対象者は、委託医療機関（聴覚検査を実施することを本市と契約した医療機関をいう。以下同じ。）に別に定める受診票兼結果票（以下「受診票」という。）を提出し、検査費から前条第1項に規定する助成額を控除した額を当該委託医療機関に支払うものとする。

(委託医療機関の費用の請求)

第6条 委託医療機関は、受診票を各月分取りまとめて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提出先に翌月10日（その日が各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日）までに提出するものとする。

(1) 一般社団法人岐阜県医師会の会員である委託医療機関が、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）を生後50日に達する日までに実施した場合 岐阜県国民健康保険団体連合会

(2) 前号の委託医療機関以外の委託医療機関が耳音響放射検査（OAE）を実施した場合 市長
(償還払による助成)

第7条 第5条の規定にかかわらず、対象者が委託医療機関以外の医療機関又は生後51日以後に一般社団法人岐阜県医師会の会員である委託医療機関で聴覚検査を受けた場合は、検査費について、第4条の規定による助成額を上限として、償還払により助成することができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする対象者は、聴覚検査を受けた日から1年以内に、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受診票その他検査を受けたことが確認できる書類

(2) 検査費に係る領収書

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金を支給するものとする。

(秘密の保持)

第8条 医療機関の医師その他の聴覚検査の関係者は、聴覚検査を受けた者の秘密保持に配慮するとともに、知り得た秘密を聴覚検査の実施の目的以外には使用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検査費の助成について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に出生した者に係る聴覚検査について適用する。

附 則 (令和3年3月22日決裁)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する新生児聴覚検査について適用し、同日前に実施された新生児聴

覚検査については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。